介護保険事業のさらなる推進のための財政支援を求める意見書

平成24年度の介護保険法改正(第5期介護保険事業計画の施行)に 関して、制度改革、介護報酬の改定等に伴い生じる諸課題の解決に向け ては、国及び地方自治体が一丸となって取組んでいく必要がある。

目指すべきは、日常生活圏域内で、医療、介護、予防、住まい、生活 支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供されるケアシステ ムの実現であり、将来にわたって安定した持続可能な制度である。

そのためには、まず、介護報酬の改定にあたり、地域の実情に即した 適正な単価を設定することである。東京都では全国平均より人件費が20 %程度高く、また、物件費をみても、同規模の地方都市と比較して家賃 は40~50%程度高くなっている。これらの地域差も十分考慮し、事 業所の健全な運営や介護従事者の処遇改善を進め、保険料、利用料等の 利用者負担の上昇をできるだけ抑えた単価の設定が必要である。また、 地域包括支援センターの適切な運営や、介護予防事業等地域支援事業の 円滑な実施も挙げられる。さらに、法定負担分はもとより調整交付金の 措置、財政安定化基金への拠出等の国庫負担の拡充も不可欠である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、来年度からの介護保険事 業に関して、上記の諸課題を解決し得る十分な財源の確保を、強力に求 めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年10月20日

江東区議会議長 堀 川 幸 志

衆議院議長 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 あて 内閣総理大臣 厚生労働大臣